

平成 29 年度版 A F P テキスト 改正のお知らせ

平成 29 年 10 月 1 日現在で適用されている法令等に基づいて作成した制度改正資料です。
 F P 試験において押さえておきたい主な内容を掲載していますのでご確認ください。
 なお、[該当ページ](#)には、平成 29 年度版 A F P テキストの該当ページを記載しています。

<ライフプランニング>

1. 住宅金融支援機構の団体信用生命保険が改定されました。

平成 29 年 10 月 1 日以後の申込分より、住宅金融支援機構の団体信用生命保険が改定されました。

(1) 団信特約料の別払いが不要になりました。

従来は、年 1 回 1 年分の団信特約料を支払っていましたが、改正後は月々の返済額に団信特約料が含まれるようになりました。

(2) 保障内容が充実されました。

従来	平成 29 年 10 月以降
機構団信 死亡 + 高度障害	新機構団信 死亡 + 身体障害保障
3 大疾病付機構団信 死亡 + 高度障害 + 3 大疾病	新 3 大疾病付機構団信 死亡 + 身体障害保障 + 3 大疾病 + 介護保障

[該当ページ](#) P115

<リタイアメントプランニング>

1. 育児休業給付金の支給期間が最長 2 歳まで延長されました。

平成 29 年 10 月以降、保育所等における保育の実施が行われないなどの理由により、子が 1 歳 6 ヶ月に達する日後の期間についても育児休業を取得する場合、その子が 2 歳に達する日前までの期間、育児休業給付金の支給対象となりました。

育児休業開始	子が 1 歳に 達する日	子が 1 歳 6 ヶ月に 達する日	子が 2 歳に 達する日
--------	-----------------	----------------------	-----------------

	延長 (6 ヶ月)	再延長 (6 ヶ月)
--	-------------	--------------

[該当ページ](#) P22

2. 高額介護サービス費の上限額の一部が変更されました。

平成 29 年 8 月より、介護保険における高額介護サービス費の上限額の一部が変更されました。

	改正前	改正後
一般 世帯の中で市区町村 住民税を課税され ている者がいる	37,200 円（世帯）	44,400 円（世帯） <u>ただし、同じ世帯の全ての 65 歳以上の者（サービスを利用していない者を含む）の利用者負担割合が 1 割の世帯については、年間上限額（446,400 円）を設定</u>

該当ページ P62

< 不動産運用設計 >

1. 生産緑地法が改正されました。

平成 29 年 6 月 15 日より、生産緑地地区の指定対象となる下限値についての要件が変更されました。

	改正前	改正後
生産緑地地区の指定 対象となる下限値の 要件	<u>500 m²以上の規模があること</u>	<u>500 m²（条例により 300 m²まで引下げが可能）以上の規模があること</u>

該当ページ P73